

## 「ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会」に参加して

鹿児島国際大学 南新秀一

2月21日(日)京都市左京区にある京都教育文化センターで開催された「ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会」(以下、「会」と省略)に参加してきました。「会」の存在を知ったのは、昨年の教育学学会でした。「会」の主要メンバーお二人(奈良市の公立小学校の先生と宮崎市の公立小学校事務職員)による「標準法2001年4月改正以降の非正規任用教員の増加とその要因」「地方裁量『少人数学級制』における義務標準法の解釈・運用の問題点と改善の方向性について」という発表に注目したからです。非正規任用教員の急増の問題は、最近学会でも指摘されていましたが、文部科学省や教育委員会が公に発表している数値で把握することは不可能でした。また、標準法改正以降、各地方自治体の裁量で実施されることの多くなった『少人数学級制』がどのような財政措置や教員の配置転換によって実施されているかについても、公に発表されている統計では把握することが不可能です。そこで、「会」のメンバーは、情報公開法に基づく情報公開請求を文部科学省に対して何回も行い(当初は、実質的な公開拒否に会い、不服申し立てを行ってやっと情報を得たこともあるとのこと)今まで把握することのできなかつた文部科学省調査に基づく教員定数や実数、教育人件費についての全国及び都道府県別の数値情報を入手したとのことでした。

「会」は、学校事務職員、学校教員、臨時教員など約20名で構成され、教育条件の実態を解明する活動を行っています。今回本年2月には、これまでの活動成果を基礎に、山崎洋介・ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会編著『本当の30人学級は実現したのか? - 広がる格差と増え続ける臨時教職員』(自治体研究社、税込み1800円)が発行されました。午前中は、この本の内容についての講演と質疑応答が行われました。多くの地方自治体で地方裁量の「少人数学級制」(本来教育条件の改善のはず)が実施されるようになった一方で、国の学級編成標準である40人を上回る41人以上学級が出現している、少人数学級制導入され学級数が増えた学校でも教員数は増えずに多忙化に拍車をかけている、「加配教員」の配置数によって同じ規模の学校でも教職員数が大きく異なる、常勤講師を含む臨時教員や時間勤務の非常勤教員が急増しているなどの教育条件の劣悪化が何故同時に生じているかというのが、この本出版の問題意識です。この本は、情報公開法で明らかに

なった文部科学省調査による数値を示しながら、そのからくりを解き明かしていません。地方裁量「少人数学級制」実施による学級担任教員の増加については、教員を増員し都道府県や市町村が独自の費用でまかなうものと想像しますが、そのような例は、一部にすぎません。他に、本来「少人数指導、習熟別指導、チーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善」のための「指導方法工夫改善」のための「国庫加配定数」(どの都道府県に何人の加配定数を配分するかは、文部科学省の裁量によるものとされ、財政誘導の大きな手段になっています)(国庫によって給与の3分の1が負担される公立小・中学校の教職員全体の標準定数に占める加配定数の比率は、2000年度の5.5%から2008年度は10.0%へとほぼ倍増しています)弾力化措置による「少人数学級」実施への転用、国が3分の1負担している教職員の給与について2004年度から実施された「総額裁量制」(従来の標準定数どおりの正規採用教職員又は常勤講師に対して文部省の定める標準どおりの給与を支給することを義務付けていた「実額定員制」と異なり、人件費の総額さえ一致すれば、給与水準を下げることによってより多くの教職員を雇用しても良いし、1人分の正規教員の給与によってより多人数の非常勤の時間勤務講師を雇っても良い)の運用による国の標準定数以上の常勤講師や非常勤の時間勤務講師の雇用、学級数増加に見合う教員の増員をせずに、国の標準定数のうち加配定数を除いた基礎定数(基礎定数は、学級数と同じではなく、学校規模に応じて学級数以上の教員が配置されるように、学校規模ごとに異なる学級数に乗ずる数が決められていて、それを乗じた数が基礎定数になります。この学級数以上に配置された教員が、小学校では学級担任持たない専科担当教員、中学校では副担任となります)の中で本来学級担任をしない部分の教員も学級担任として勤務、公立小・中学校の学級編成の基準は、各都道府県ごとに法律に定める国の標準(1学級40人)に従って定めることになっていますが、この国の標準を人数の上限と解釈せずに大まかな目安と解釈し、他の学年で41人以上の学級編成基準を作成することによって浮いた国の標準定数内の教員数を、39人以下の学級編成基準によって増加する学級担任に流用、などによって、地方裁量の「少人数学級制」が実施されているのです。そこに、「少人数学級制」が実現し教育条件の改善が実現したはずなのに、かえって教育条件が悪くなっているという実感の答えがあります。したがって、「少人数学級制」の実施は、基本的には国が法律で定める学級編成基準の標準(現行40人)を改善させることによって(ということは、国による財政負担増を前提として)正規教職員の増員実現と合わせて要求していくことが重要だ、というのが「会」の一応の結論です。午後には、次年

度発行予定の「教育条件データブック」の内容についての検討が行われました。

「会」が入手したデータの中で鹿児島県関係平成 20 年度しらべを少し紹介しておきます。小学校 常勤助教諭・講師を除く教諭（このうち充て指導主事や退職者は除く）数 5,477 人中、「臨時的任用又は期限付き任用」454 人、「再任用フルタイム勤務」23 人、「育児休業」207 人です。また、常勤助教諭・講師 298 人中、「産休代替」41 人、「育休代替」207 人、「臨時的任用又は期限付き任用」50 人です。このほかに、非常勤講師（時間講師）2,891 時間 = 実人員 48 人 = 換算数 18 人があります。中学校 常勤助教諭・講師を除く教諭（このうち、充て指導主事や退職者などは除く）数 3,496 人中、「臨時的任用又は期限付き任用」251 人、「再任用フルタイム勤務」12 人、「育児休業」108 人です。また、常勤助教諭・講師 160 人中、「産休代替」25 人、「育休代替」108 人、「臨時的任用又は期限付き任用」27 人です。このほかに、非常勤講師（時間講師）2,349 時間 = 実人員 163 人 = 換算数 15 人があります。それぞれの欄の職種の内容が具体的にはどの形態の職種にあたるのかが分かりにくいところも有りますので、今後の分析が必要です。そのほか、全国の膨大なデータを CD-ROM でいただいておりますが、分析できていません。今後、時間をかけて鹿児島県分だけでも、分析していく必要があります。

教育財政に関わる部分は、複雑でわかりにくい分野ですが、とても重要であるとうことを改めて感じました。